

2023年4月1日現在

商 品 名	<p>教育資金一括贈与専用口座 まご夢</p> <p>※ 租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための専用口座です。</p>
販 売 対 象	<p>「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」により、直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書に基づき教育資金を受贈した30歳未満の個人の方</p> <p>※ 開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。当金庫で専用口座を開設した場合、当金庫の他営業店・他金融機関で専用口座の開設はできません。</p> <p>※ 2019年4月1日以後の贈与については、受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、新規契約（追加預入を含む）は出来ません。</p>
取 扱 期 間	2013年7月1日～2026年3月31日
預 入	
預 入 期 間	<p>次のいずれかに該当する日まで</p> <p>① 預金者が30歳に達した日</p> <p>② 預金者が死亡した日</p> <p>③ 預入金額が0となり、受贈者と当金庫の間で契約終了の合意により契約が終了する日</p>
預 入 金 額	<p>1円以上1,500万円以下（1円単位）</p> <p>※贈与契約書に基づく教育資金の受贈と同時でない場合は0円での開設とする。</p>
預 入 方 法	<p>随時預入</p> <p>※ 直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。</p> <p>※ 口座開設にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫に提出いただきます。</p>
払 戻 方 法	<p>原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払戻しできます。</p> <p>※ 預金者が教育資金の立替払いをされた後、その教育資金に係る領収書等を当金庫に提出いただいた場合に、相当する金額を専用口座から払戻す「後払い方式」とします。</p> <p>※ 領収書等に記載された支払年月日から1年経過後の翌日以降は、払戻不可とします。</p> <p>※ 学校以外のものへの教育資金の支払いについては、500万円までとなります</p> <p>※ 2019年7月1日以後に支払われる教育資金で、受贈者が23歳以降は学校等に支払われる費用等に限定（スポーツジム費用等は対象外）</p>
利 息	<p>① 適用利率 変動金利（毎日の店頭表示の利率を適用いたします。）</p> <p>② 利払方法 毎年3月と9月の当金庫所定の日に口座に入金いたします。</p> <p>③ 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。</p>
利 子 課 税	<p>2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</p>
手 数 料	<p>口座開設手数料 5,500円（消費税込）（口座開設時に必要となります）</p> <p>贈与者が当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）を受給、または年金受給のご予約をいただいている方*は無料とします。</p> <p>※ 口座開設と同時に年金のお手続きをいただいた場合も含まれます。</p>
追 加 贈 与	<p>口座開設店舗の窓口でのお手続きが必要となります。</p>
中 途 解 約	<p>原則として中途解約はできません。ただし、預金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高が0となり、預金者と当金庫の間で契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。</p>
教育資金契約の終了事由	<p>2019年7月1日以後に受贈者が30歳到達時点で、①学校等に在学している場合②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、30歳時点で非課税期間は終了せず、上記①②に該当する期間がなかった年の12月31日または40歳到達時のいずれか早い日に非課税期間は終了します。</p>

<p>贈与者死亡時の 未使用残高</p>	<p>2019年4月1日以後の贈与で同日以後に贈与者が死亡した場合、受贈者が以下のいずれかに該当する場合を除き、管理残額は相続財産に加算される。</p> <p>①23歳未満である場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合</p> <p>※「管理残額」とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額をいいます。 ※法定相続人ではないお孫さまは相続税の2割加算の対象となります。 ※相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、上記の要件を満たす場合でも管理残額が相続財産に加算されます。</p>
<p>注 意 事 項</p>	<p>契約が終了した日において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合には、預金者が死亡した場合を除き、その残額が贈与税の課税価格に算入されます。</p>
<p>苦 情 処 理 措 置</p>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センター（平日9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。</p>
<p>紛 争 解 決 措 置</p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>そ の 他 参 考 と なる 事 項</p>	<p>預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）</p>